

第3章 地域環境に係る基礎的項目の整理

1 地域の概況

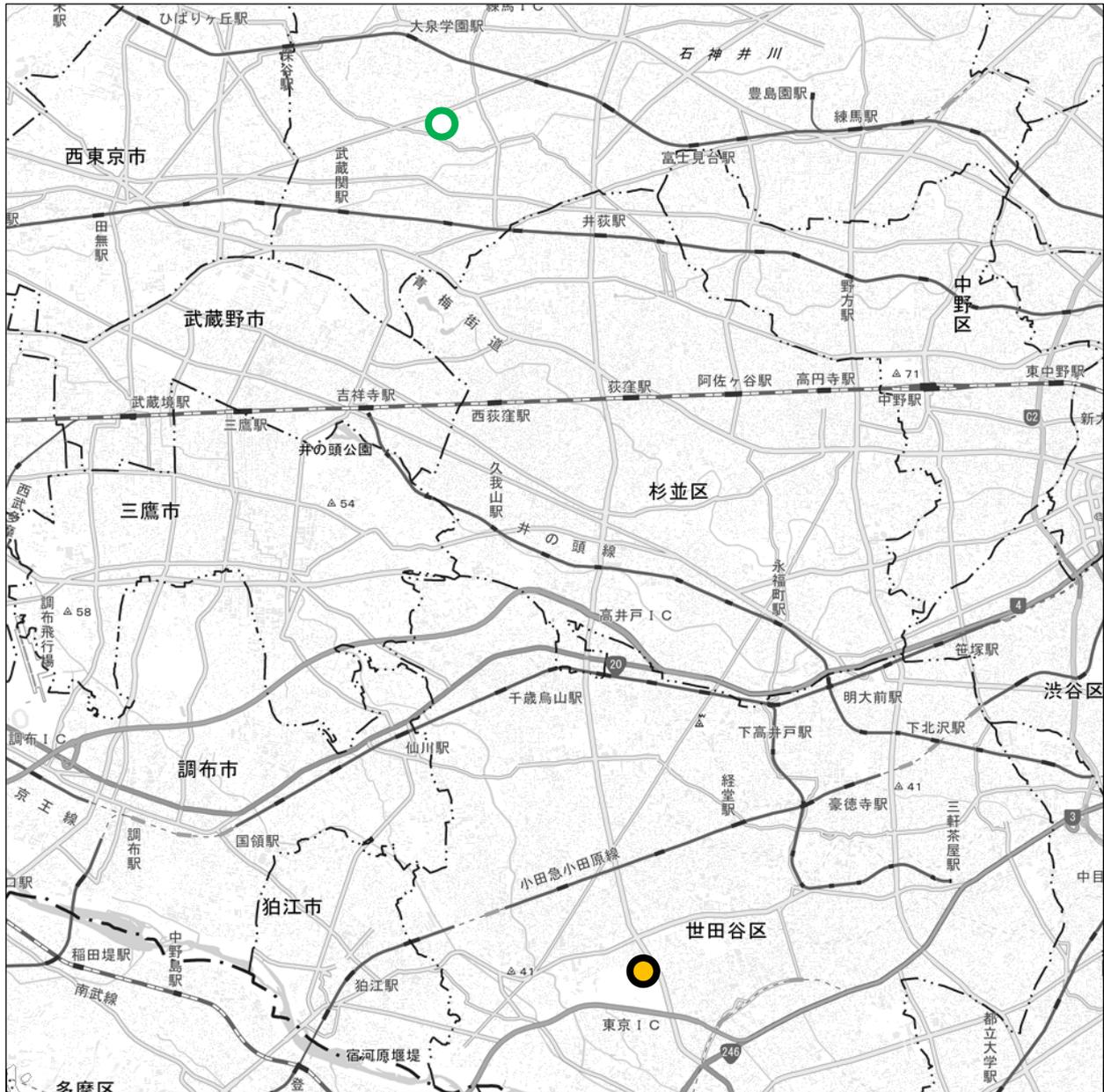
1.1 自然的状況

1.1.1 気象

対象事業地周辺における気象の状況を把握するため、対象事業地最寄りの気象観測所である練馬気象観測所における観測結果を整理した。

練馬気象観測所の位置を図 3-1 に示す。

練馬気象観測所における平成 27 年の月別気象概況を表 3-1 に、平成 27 年の平均気温及び降水量の月別推移を図 3-2 に、平成 27 年の風向別出現頻度と平均風速を図 3-3 に示す。



【凡例】

- : 対象事業地
- : 練馬気象観測所



「地理院地図(電子国土 Web)」より作成

図 3-1 気象観測所の位置

表 3-1 月別気象概況（練馬気象観測所 平成 27 年）

気象概要		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温 (°C)	平均	5.0	5.1	9.8	14.4	21.1	22.2	26.6	26.7	22.5	18.1	13.4	8.6	16.1
	最高	15.9	17.9	23.7	28.7	31.8	31.4	37.2	38.2	32.8	27.3	23.5	24.6	38.2
	最低	-3.7	-3.6	-1.6	1.4	10.7	13.8	18.6	17.4	16.1	9.1	2.3	-0.1	-3.7
降水量(mm)		71.0	46.0	85.5	102.5	82.5	197.5	250.0	150.5	396.5	66.5	131.5	67.0	1647.0
平均風速(m/s)		2.3	2.0	2.1	1.6	1.6	1.2	1.2	1.4	1.4	1.6	1.3	1.7	1.6

資料) 「気象統計情報」気象庁ホームページ

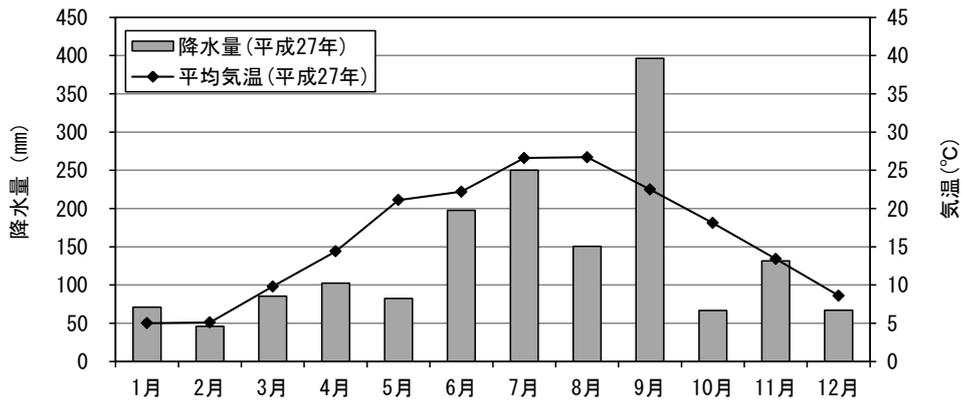


図 3-2 平均気温及び降水量の月別推移（練馬気象観測所 平成 27 年）

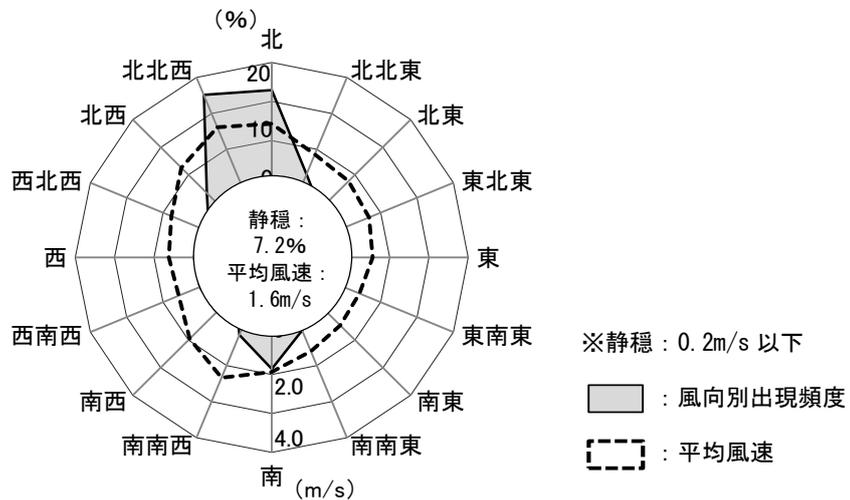


図 3-3 風向別出現頻度と平均風速（練馬気象観測所 平成 27 年）

1.1.2 地 象

(1) 地 形

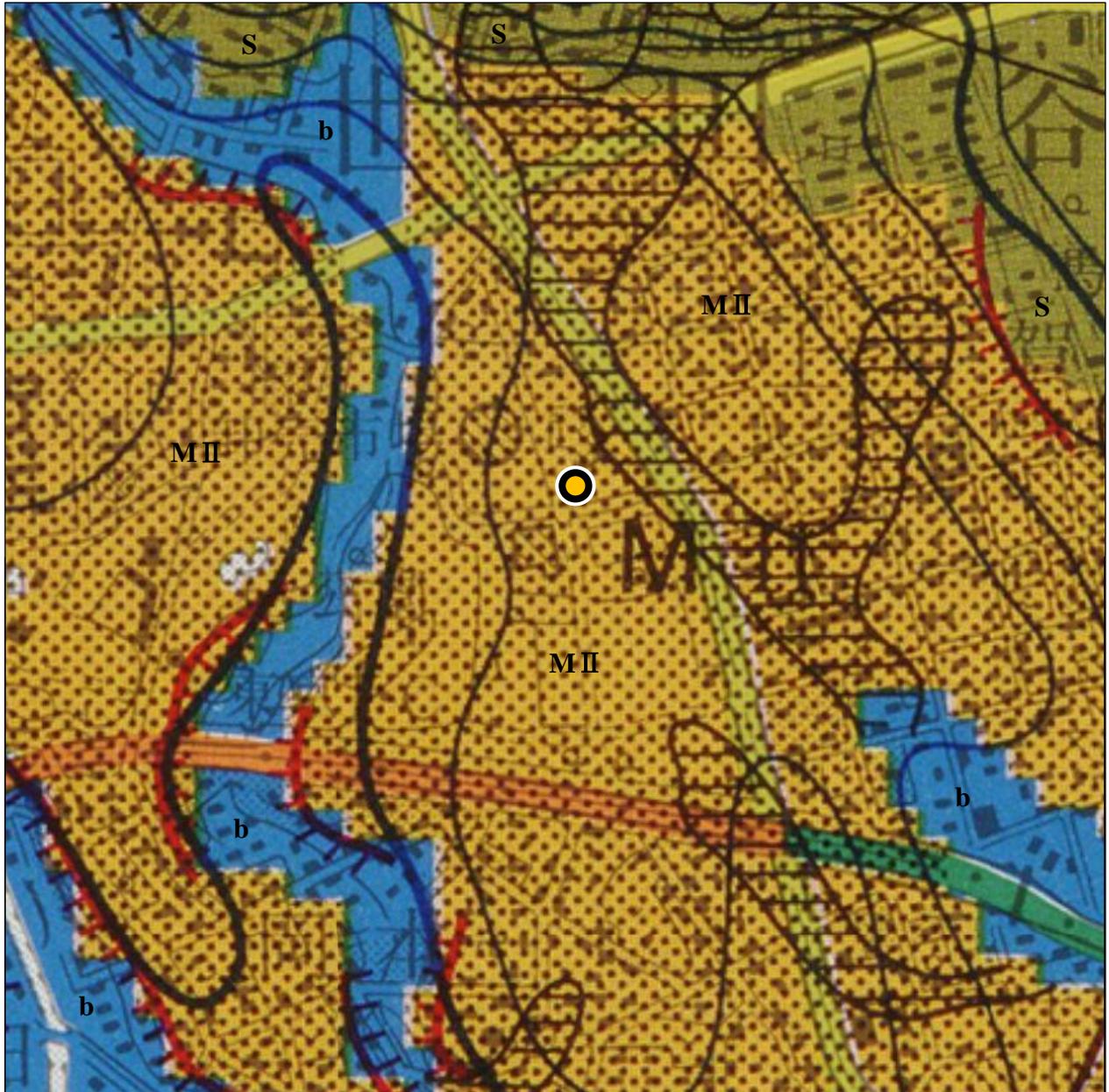
対象事業地周辺の地形分類図を図 3-4 に示す。

対象事業地はローム台地の中位面の北側に位置しており、東側から北側の一部にかけてはローム台地の上位面が広がっている。対象事業地の南側はローム台地を挟んで神奈川県との都県境である多摩川に沿って低地が分布している。また、対象事業地の西側はローム台地の中位面及び下位面が広がっている。

(2) 地 質

対象事業地周辺の表層地質図を図 3-5 に示す。

対象事業地の表層地質は東西及び北側に広がる火山性岩石のロームの一部である。南側の神奈川県との都県境である多摩川沿いには礫がち堆積物が堆積している。



【凡例】

● : 対象事業地

台地

S : 下末吉段丘面

MII : 武蔵野段丘面Ⅱ

▬ : 段丘上の浅い谷

∩ : 段丘崖

低地

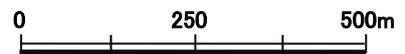
b : 後背湿地・谷底低地

その他

— : 高速道路

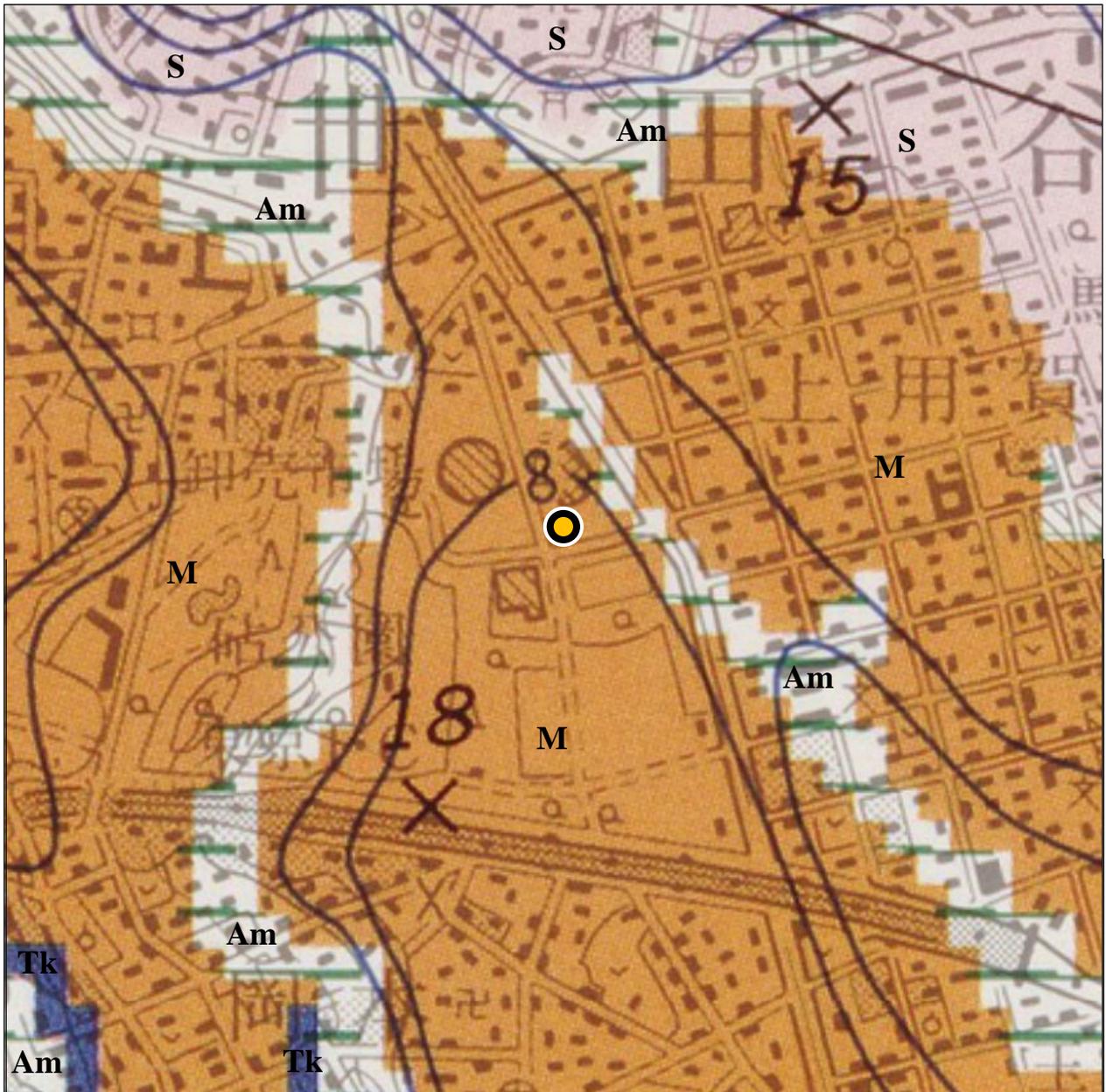
— : 首都高速道路

— : 主要道路



「東京都土地分類基本調査」(1976年)より作成

図3-4 地形分類図



【凡例】

 : 対象事業地

完新統・上部更新統

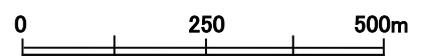
 Am : 沖積層（泥相）

 M : 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物

 S : 下末吉ローム層・下末吉段丘堆積物

下部更新統上層群

 Tk : 高津層



「東京都土地分類基本調査」（1976年）より作成

図 3-5 表層地質図

1.2 社会的状況

1.2.1 人口等

世田谷区の人口及び世帯数の推移を表 3-2 に、人口の推移を図 3-6 に、世帯数の推移を図 3-7 に示す。

平成 28 年の人口は 883,289 人であり、過去 5 年間に於いて増加傾向を示していた。また、世帯数は 461,518 世帯であり、過去 5 年間に於いて増加傾向を示していた。

表 3-2 人口及び世帯数の推移 (世田谷区)

(住民基本台帳人口 各年 1 月 1 日現在)

	人口 (人)			世帯数 (世帯)
	男	女	総数	
平成 24 年	401,107	439,415	840,522	437,214
平成 25 年	410,829 (403,296)	449,920 (442,626)	860,749 (845,922)	448,179 (440,339)
平成 26 年	413,485 (405,927)	454,067 (446,780)	867,552 (852,707)	451,965 (444,220)
平成 27 年	416,360 (408,335)	457,972 (450,304)	874,332 (858,639)	455,473 (447,270)
平成 28 年	420,186 (411,522)	463,103 (454,884)	883,289 (866,406)	461,518 (452,363)

注 1) 住民基本台帳法の一部改正 (平成 24 年 7 月 9 日) により、平成 25 年より外国人を含んだ数値を掲載している。

注 2) 平成 25 年度以降の () 内は、経年比較の為に世帯数は外国人のみ世帯を省いた数値を、人口は日本人のみの数値を掲載している。

資料) 「世田谷区統計書 平成 27 年版」 (世田谷区)

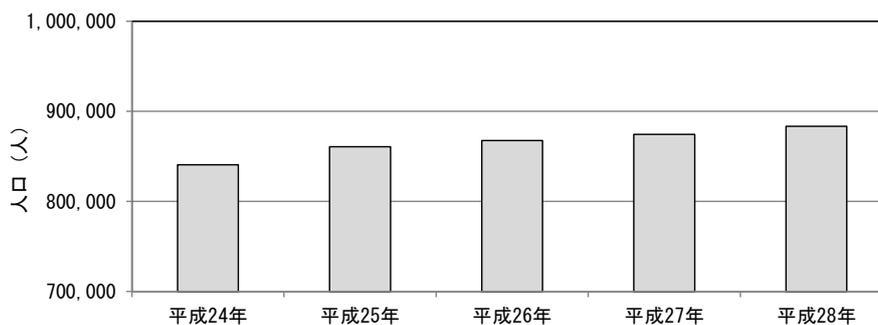


図 3-6 人口の推移 (世田谷区)

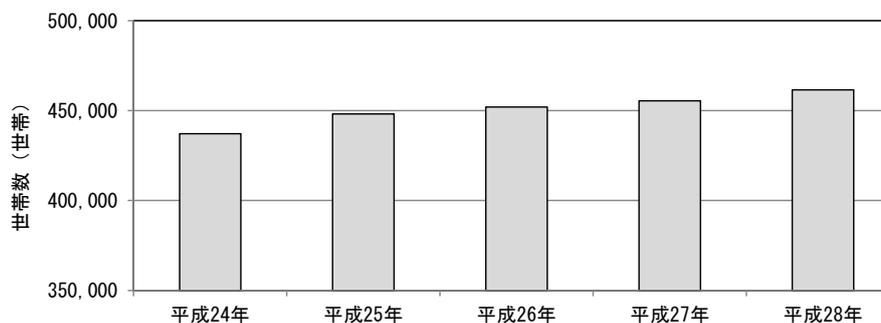


図 3-7 世帯数の推移 (世田谷区)

1.2.2 産 業

世田谷区の産業別事業所数及び従業者数の構成割合を表 3-3 に示す。

平成 26 年の産業別事業所数の割合は、第一次産業が 0.2%、第二次産業が 9.7%、第三次産業が 90.2%であり、第三次産業が最も多くなっている。

表 3-3 産業別事業所数及び従業者数の構成割合（世田谷区 平成 26 年）

区分	産業分類	事業所		従業者	
		(所)	(%)	(人)	(%)
第一次産業	農林漁業	53	0.2	291	0.1
	計	53	0.2	291	0.1
第二次産業	鉱業	1	0.0	1	0.0
	建設業	1,926	6.6	14,712	5.1
	製造業	872	3.0	6,866	2.4
	計	2,799	9.7	21,579	7.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.0	721	0.2
	情報通信業	637	2.2	9,324	3.2
	運輸業，郵便業	541	1.9	13,946	4.8
	卸売業，小売業	7,253	25.0	59,223	20.5
	金融業，保険業	333	1.1	5,518	1.9
	不動産業，物品賃貸業	2,936	10.1	12,853	4.5
	学術研究，専門・技術サービス業	1,497	5.2	8,529	3.0
	宿泊業，飲食サービス業	4,030	13.9	39,241	13.6
	生活関連サービス業，娯楽業	2,813	9.7	14,957	5.2
	教育，学習支援業	1,369	4.7	28,858	10.0
	医療，福祉	3,185	11.0	47,196	16.4
	複合サービス事業	93	0.3	1,654	0.6
	サービス業(他に分類されないもの)	1,354	4.7	18,159	6.3
	公務（他に分類されるものを除く）	88	0.3	6,531	2.3
計	26,142	90.2	266,710	92.4	
総 数		28,994	100.0	288,580	100.0

資料) 「世田谷区統計書 平成 27 年版」 (世田谷区)

1.2.3 土地利用

(1) 土地利用現況図

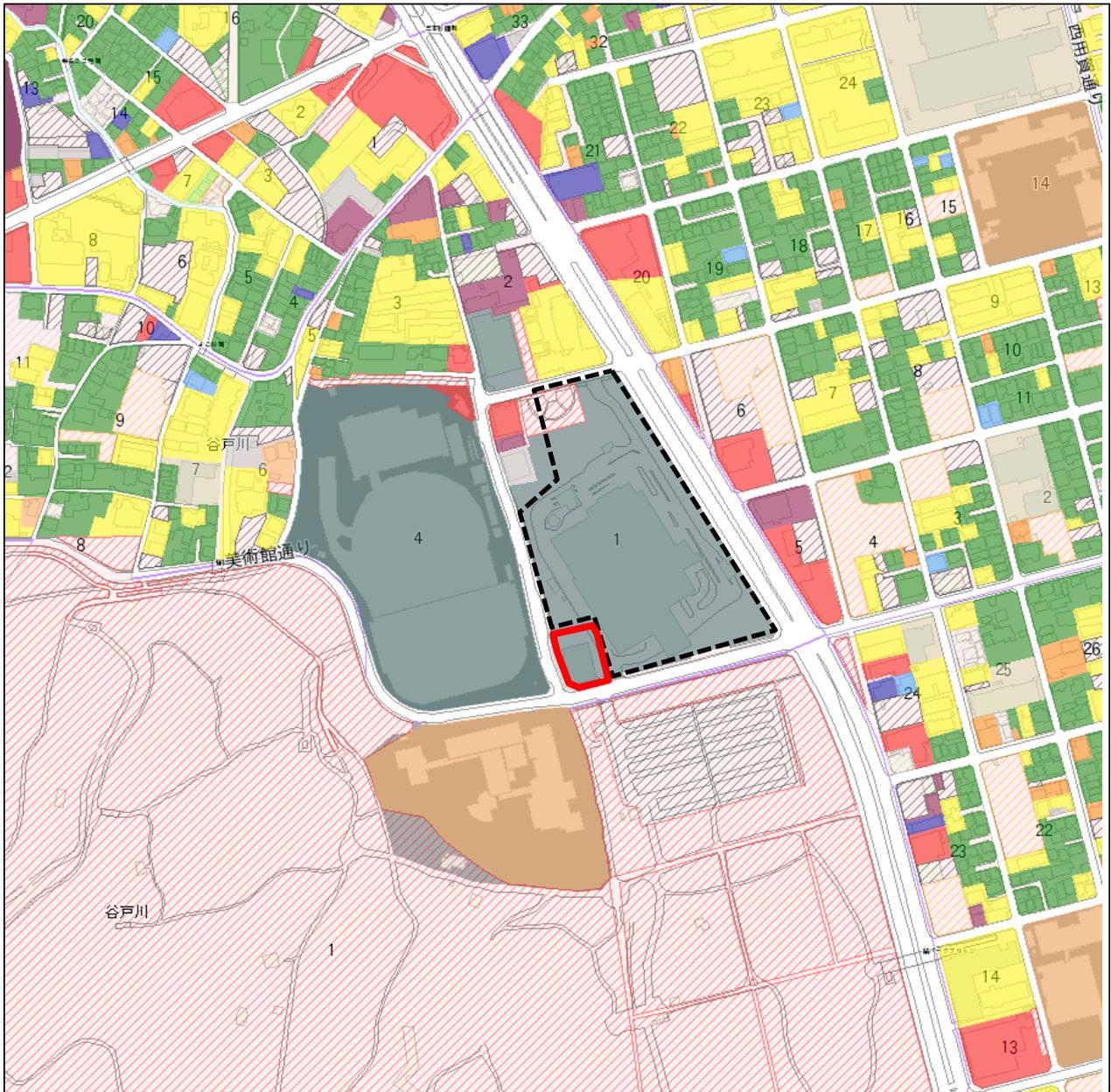
地目別の土地利用現況図を図 3-8 に示す。

対象事業地の周辺は、教育文化施設や供給処理施設等、住宅以外の土地利用となっている。

(2) 用途地域

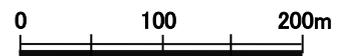
対象事業地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定について、用途地域図を図 3-9 に示す。

対象事業地は都市計画区域内の準工業地域に位置し、南側のみ第 1 種中高層住居専用地域に接している。



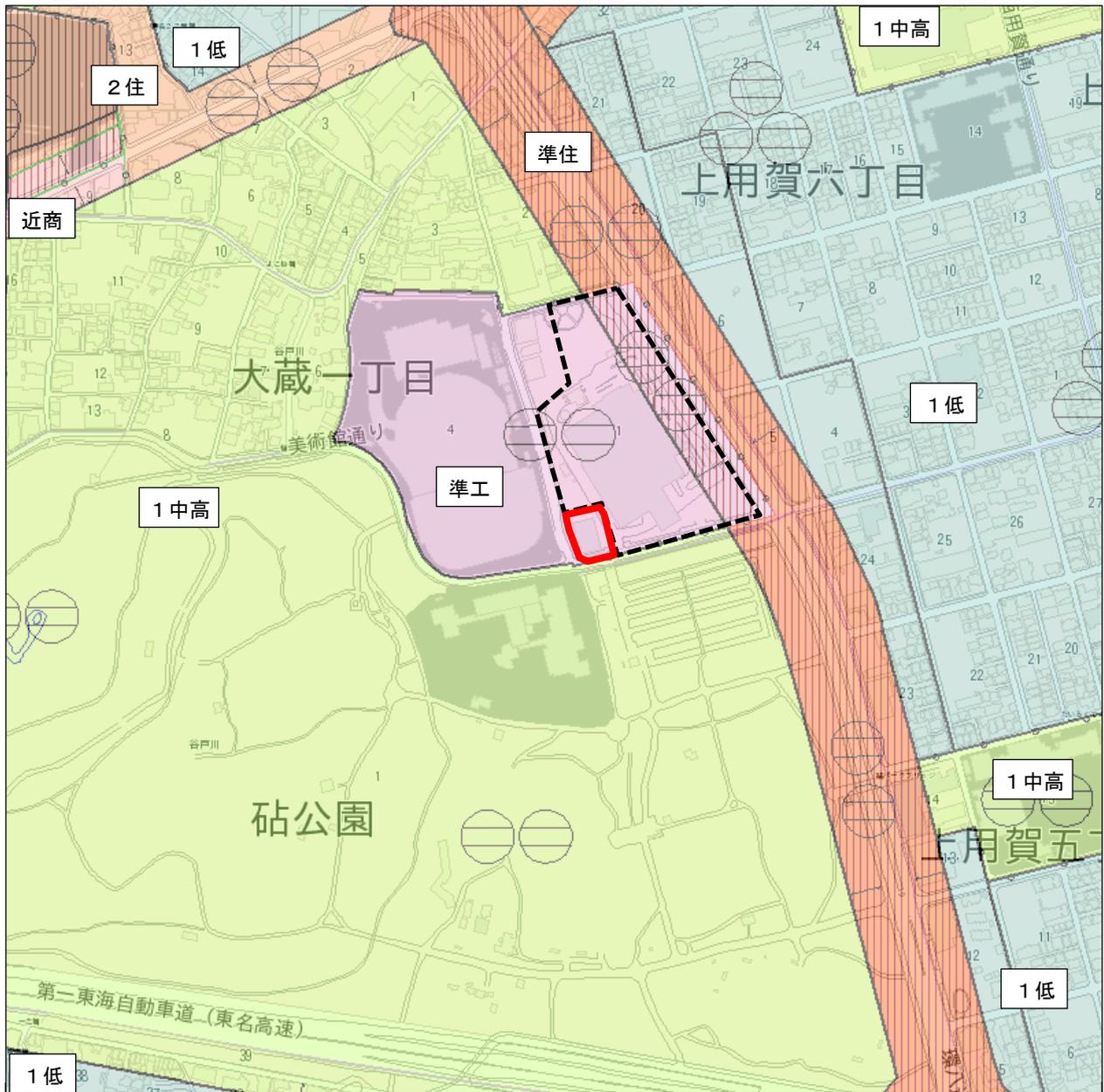
【凡例】

- | | | | |
|---|-------------|---|--------------|
|  | : 対象事業地 |  | : 独立住宅 |
|  | : 世田谷清掃工場 |  | : 集合住宅 |
|  | : 教育文化施設 |  | : 専用工場 |
|  | : 厚生医療施設 |  | : 住居併用工場 |
|  | : 供給処理施設 |  | : 倉庫運輸関係施設 |
|  | : 事務所建設物 |  | : 屋外利用地、仮設建物 |
|  | : 専用商業施設 |  | : 公園、運動場等 |
|  | : 住商併用建設 |  | : 未利用地、用途変更中 |
|  | : 宿泊、遊興施設 |  | : 畑 |
|  | : スポーツ、興業施設 | | |



「都市計画情報（せたがや iMap）」（世田谷区ホームページ）より作成

図 3-8 土地利用現況図（世田谷区 平成 23 年）

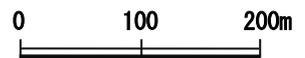


【凡例】

- : 対象事業地
- : 世田谷清掃工場

地域地区

- : 第1種低層住居専用地域
- : 第1種中高層住居専用地域
- : 第2種住居地域
- : 準住居地域
- : 近隣商業地域
- : 準工業地域



「都市計画情報 (せたがや iMap)」 (世田谷区ホームページ) より作成

図 3-9 用途地域図

1.2.4 交通量の状況

対象事業地周辺における交通量調査結果を表 3-5 に、主要な道路及び交通量調査区間を図 3-10 に示す。

対象事業地周辺の主要道路として、すぐ東側を環状 8 号線が南北に走っている。さらに公園を挟んで南側には東名高速道路及び高速 3 号渋谷線が連結して走っている。また、対象事業地の北側には、世田谷町田線が東西に走っている。

24 時間交通量の合計台数が最も多かったのは、①東名高速道路の 114,690 台、次いで②高速 3 号渋谷線の 81,436 台であった。

表 3-5 交通量調査結果(平成 22 年度道路交通センサス)

記号	交通量 調査単位 区間番号	路線名	12 時間交通量(台)			24 時間交通量(台)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	10	東名高速道路	48,904	17,237	66,141	77,038	37,652	114,690
②	5510	高速 3 号渋谷線	37,396	8,500	45,896	59,386	22,050	81,436
③	41470	環状 8 号線 (主要地方道羽田高井戸岩淵線)	37,472	8,911	46,383	54,656	12,136	66,792
④	40040	世田谷町田線 (世田谷通り)	12,833	1,774	14,607	18,245	2,789	21,034
⑤	61170	瀬田貫井線	4,490	560	5,050	6,361	911	7,272
⑥	10760	一般国道 246 号 (玉川通り)	26,155	4,184	30,339	42,811	7,567	50,378

注) 12 時間交通量：午前 7 時～午後 7 時、24 時間交通量：午前 7 時～翌日午前 7 時
資料) 「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査」



【凡例】

- : 対象事業地
- : 世田谷清掃工場
- : 高速自動車国道
- : 一般国道
- : 主要地方道



「地理院地図(電子国土Web)」より作成

図 3-10 交通量調査区間 (平成 22 年度道路交通センサス)

1.2.5 最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設

対象事業地周辺の最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設を表 3-6 及び図 3-11 に示す。

対象事業地に最も近い人家は、対象事業地の北約 230m に位置する。また、環境保全に配慮が必要な施設として、対象事業地の南東約 410m に学校が、東南東約 470m に保育所が、北東約 520m に病院が、北西約 900m に特別養護老人ホームが、北約 1.3km に図書館がある。

表 3-6 最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設

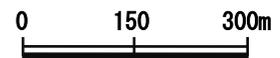
種別	名称	住所 (全て世田谷区)	対象事業地 からの位置	
			距離	方向
最寄りの人家	砧公園ヒミコマンション	大蔵一丁目 2 番地 1	約 230m	北
保育所	ふじみ保育園	上用賀五丁目 19 番地 6 号	約 470m	東南東
学校	世田谷区立用賀中学校	上用賀五丁目 15 番地 1 号	約 410m	南東
病院	関東中央病院	上用賀六丁目 25 番地 1 号	約 520m	北東
特別養護老人ホーム	砧ホーム (友愛十字会)	砧三丁目 9 番地 11 号	約 900m	北西
図書館	世田谷区立桜丘図書館	桜丘五丁目 14 番地 1 号	約 1.3km	北

注) 学校：学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第一条に規定する学校、保育所：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第七条第一項に規定する保育所、病院等：医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館：図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第二条第一項に規定する図書館、特別養護老人ホーム：老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム
資料) 世田谷区ホームページ、せたがや便利帳 2016



【凡例】

- | | | | |
|---|-----------|---|-------------|
|  | : 対象事業地 |  | : 最寄りの人家 |
|  | : 世田谷清掃工場 |  | : 学校 |
| | |  | : 保育所 |
| | |  | : 病院 |
| | |  | : 特別養護老人ホーム |



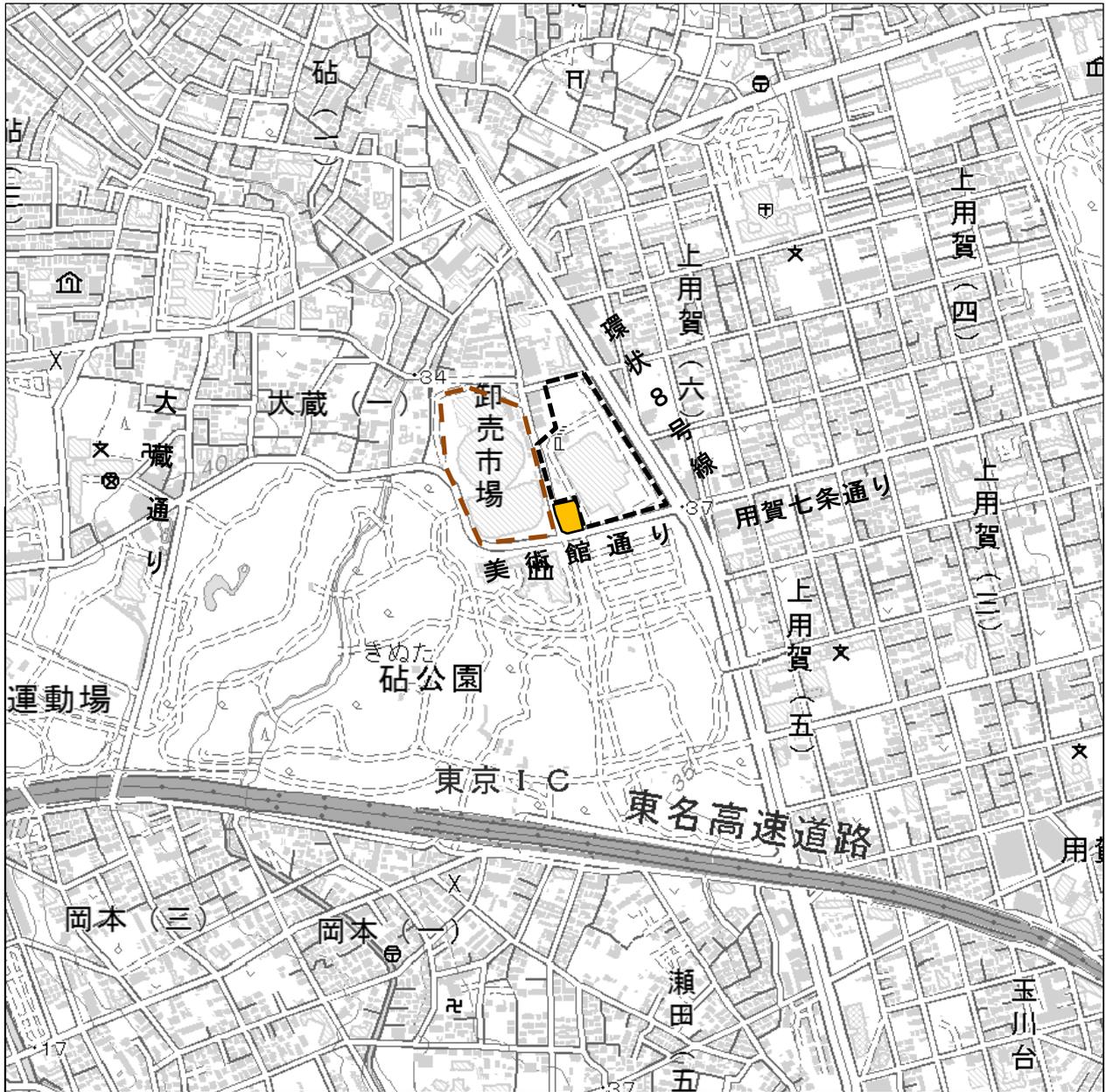
「地理院地図(電子国土Web)」より作成

図 3-11 最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設

1.2.6 主要な周辺施設の状況

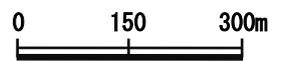
対象事業地周辺の主な周辺施設を図 3-12 に示す。

対象事業地の東側・北側は世田谷清掃工場、西側には中央卸売市場世田谷市場がある。さらに、東方面には環状 8 号線が南北に走っている。



【凡例】

- : 対象事業地
- : 世田谷清掃工場
- : 中央卸売市場 世田谷市場



「地理院地図(電子国土Web)」より作成

図 3-12 主な周辺施設の状況

2 関係法令等

2.1 大気質

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表 3-7 に示すように定められている。

表 3-7 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48. 5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48. 5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法。
浮遊粒子状物質 ^{注2)} (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(S48. 5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法。
二酸化窒素 ^{注3)} (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53. 7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法。
光化学オキシダント ^{注4)} (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48. 5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法。
ベンゼン ^{注5)}	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9. 2.4 告示)	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。
トリクロロエチレン ^{注5)}	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9. 2.4 告示)	
テトラクロロエチレン ^{注5)}	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9. 2.4 告示)	
ジクロロメタン ^{注5)}	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13. 4.20 告示)	
ダイオキシン類 ^{注6)}	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11. 12.27 告示)	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により、生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液から要素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注 5) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

注 6) ダイオキシン類の環境基準は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料) 昭和 48 年環境庁告示第 25 号、昭和 53 年環境庁告示第 38 号、平成 13 年環境省告示第 30 号、平成 14 年環境省告示第 46 号

2.2 騒音

(1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められており、道路に面する地域及び道路に面する地域以外の地域における環境基準が表3-8に示すとおり定められている。

世田谷区における騒音に係る環境基準の地域の類型指定は表3-9に示すとおりである。なお、対象事業地は都市計画区域内の準工業地域にあり、C類型に該当する。

また、廃棄物運搬車両の主な走行ルートは用途地域により区域が異なるが、環状8号線の沿線以外はおおむねA区域に該当する。

表3-8 騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例
		AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間	50 dB 以下	55 dB 以下	60 dB 以下	60 dB 以下	65 dB 以下	70 dB 以下 * 45 dB 以下
	夜間	40 dB 以下	45 dB 以下	50 dB 以下	55 dB 以下	60 dB 以下	65 dB 以下 * 40 dB 以下
備考		<p>1. 地域の類型</p> <p>AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域</p> <p>A：専ら住居の用に供される地域</p> <p>B：主として住居の用に供される地域</p> <p>C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>2. 時間の区分</p> <p>昼間：午前6時から午後10時まで</p> <p>夜間：午後10時から午前6時まで</p> <p>3. *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる）</p> <p>4. この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音、建設作業騒音には適用しない</p>					

※対象施設における、該当する環境基準等は （太枠）で囲む。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）。
- (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料) 平成10年環境庁告示第64号

表 3-9 騒音に係る環境基準の地域の類型（世田谷区）

地域の類型	該当地域
AA	該当なし
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※対象施設における、該当する環境基準等は （太枠）で囲む。
 資料）平成10年環境庁告示第64号、平成12年東京都告示第420号

(2) 騒音規制法に基づく規制基準

騒音規制法(昭和43年法律第98号)では、定められた規制地域内にあり、著しい騒音を発生する施設(特定施設)を設置する工場・事業場を特定工場として定め、規制している。騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準を表3-10に、規制地域を表3-11にそれぞれ示す。

対象事業地は都市計画区域内の準工業地域にあり、騒音規制法に基づく第3種区域に該当する。

表3-10 特定工場等に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 6～8時	昼間 第1種・第2種：8～19時 第3種・第4種：8～20時	夕 第1種・第2種：19～23時 第3種・第4種：20～23時	夜間 23～翌6時
第1種区域	40 dB	45 dB	40 dB	40 dB
第2種区域	45 dB	50 dB	45 dB	45 dB
第3種区域	55 dB	60 dB	55 dB	50 dB
第4種区域	60 dB	70 dB	60 dB	55 dB

※対象施設における、該当する環境基準等は (太枠) で囲む。

資料) 「騒音規制法の特定工場等に係る規制基準」昭和44年東京都告示第157号

表3-11 特定工場等に基づく規制地域

騒音に係る区域の区分	都市計画法による用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 清瀬市松山3丁目、竹丘1丁目及び3丁目の一部
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第1特別地域 ^{注2} 無指定地域(第1、第3、第4種区域を除く。)
第3種区域	近隣商業地域(第1特別地域を除く。) 商業地域(第1特別地域を除く。) 準工業地域(第1特別地域を除く。) 第2特別地域 ^{注2}
第4種区域	工業地域(第1、第2特別地域を除く。)

※対象施設における、該当する環境基準等は (太枠) で囲む。

注1) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校(幼稚園を含む)、保育所、病院、診療所(患者の収容施設を有するものに限る)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内(第1特別地域、第2特別地域を除く)における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。

注2) 特別地域は、2段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲30m以内の範囲に設定する。

資料) 「騒音規制法の特定工場等に係る規制基準」昭和44年東京都告示第157号

また、騒音規制法では、自動車騒音が同法において定められた自動車騒音の限度値を超えることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請することができる。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度は表 3-12 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両の主な走行ルートは用途地域により区域が異なるが、環状 8 号線の沿線以外はおおむね a 区域に該当する。

表 3-12 自動車騒音の要請限度

区域	当該用途地域	車線等	時間の区分	
			昼間：6 時～22 時	夜間：22 時～翌 6 時
a	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	1 車線	65 dB	55 dB
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 これらに接する地先	2 車線以上	70 dB	65 dB
	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近接区域	75 dB	70 dB
b	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線	65 dB	55 dB
	用途地域の定めのない地域 であって a 区域及び c 区域 に該当する区域を除く地域	2 車線以上 近接区域	75 dB	70 dB
c	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先	1 車線 2 車線以上 近接区域	75 dB	70 dB

※対象施設における、該当する環境基準等は (太枠) で囲む。

注) 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15m、2 車線を越える車線を有する道路は 20m の範囲とする。

資料) 平成 12 年東京都告示第 518 号

2.3 振 動

(1) 振動規制法に基づく規制基準等

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）では、定められた規制地域内にあり、著しい振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を特定工場として定め、規制している。振動規制法に基づく特定工場等に係る振動の規制基準を表 3-13 に示す。

対象事業地は都市計画区域内の準工業地域にあり、振動規制法に基づく第 2 種区域に該当する。

表 3-13 特定工場等に係る振動の規制基準

区域	当該用途地域	時 間 の 区 分	
		昼間 第 1 種区域：8～19時 第 2 種区域：8～20 時	夜間 第 1 種区域：19～翌 8 時 第 2 種区域：20～翌 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60 dB	55 dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前号に接する地先及び水面	65 dB	60 dB

※対象施設における、該当する環境基準等は （太枠）で囲む。

参考）「振動規制法の特定工場等に係る規制基準」昭和 52 年東京都告示第 240 号、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」平成 12 年東京都告示第 215 号

また、振動規制法では、道路交通振動が同法において定められた道路交通振動の限度値を超えることにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請することができる。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度は表 3-14 に示すとおりである。

廃棄物運搬車両の主な走行ルートは用途地域により区域が異なるが、おおむね第 1 種区域に該当する。

表 3-14 道路交通振動の要請限度

区域の区分 ^{注)}	時間の区分	
	昼間 第 1 種区域：8～19時 第 2 種区域：8～20 時	夜間 第 1 種区域：19～翌 8 時 第 2 種区域：20～翌 8 時
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

※対象施設における、該当する環境基準等は (太枠) で囲む。

注) 区域の区分は、特定工場等に係る振動の規制区域と同じ。

資料) 「振動規制法」昭和 51 年法律第 64 号

2.4 悪臭

(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

悪臭防止法では、工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するため、工場・事業場を対象に規制基準を定めている。

世田谷区における悪臭防止法に係る臭気指数の規制基準を表 3-15 に示す。

対象事業地は都市計画区域内の準工業地域にあり、悪臭防止法に基づく第2種区域に該当する。

表 3-15 悪臭防止法に係る臭気指数の規制基準（東京都）

区分	規制地域	規制基準値
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 無指定地域（第2種区域及び第3種区域に該当する区域を除く）	臭気指数 10
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 これらの地域に接する地先及び水面	臭気指数 12
第3種区域	工業地域 工業専用地域 これらの地域に接する地先及び水面	臭気指数 13

※対象施設における、該当する環境基準等は （太枠）で囲む。

なお、世田谷区においては、平成14年に悪臭防止法に基づく規制対象を特定悪臭物質から臭気指数へ変更しており、現在、特定悪臭物質の規制は適用されていない。参考に、過去に設定されていた悪臭防止法に係る特定悪臭物質の規制基準を表 3-16 に示す。

表 3-16 悪臭防止法に係る特定悪臭物質の規制基準

単位：ppm

悪臭物質	規制地域の区分	規制地域の区分	
		工業専用地域 工業地域 準工業地域	その他の地域
1	アンモニア	2	1
2	メチルメルカプタン	0.004	0.002
3	硫化水素	0.06	0.02
4	硫化メチル	0.05	0.01
5	二硫化メチル	0.03	0.009
6	トリメチルアミン	0.02	0.005
7	アセトアルデヒド	0.1	0.05
8	プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.009
10	イソブチルアルデヒド	0.07	0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.009
12	イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
13	イソブタノール	4	0.9
14	酢酸エチル	7	3
15	メチルイソブチルケトン	3	1
16	トルエン	30	10
17	スチレン	0.8	0.4
18	キシレン	2	1
19	プロピオン酸	0.07	0.03
20	ノルマル酪酸	0.002	0.001
21	ノルマル吉草酸	0.002	0.0009
22	イソ吉草酸	0.004	0.001

出典) 悪臭防止法の規定に基づく規制基準 (昭和 48 年都告示第 641 号)